

加入口数と掛金

組合員(=事業所・個人事業主)単位の全員加入です。掛金は組合員(=事業所・個人事業主)および組合事務局の負担となります。

支払事由	保障内容	61歳～75歳10口限度(66歳以上は新規加入・増口不可)										15歳～60歳20口限度									
		1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口	11口	12口	13口	14口	15口	16口	17口	18口	19口	20口
病氣死亡・高度障害	死亡保険金または高度障害保険金	100万円	20◎万円	30C坊円	40◎万円	5◎0万円	600万円	7◎◎万円	8◎0万円	900万円	1000万円	1100万円	1200万円	1300万円	1400万円	1500万円	1600万円	1700万円	1800万円	1900万円	2000万円
不慮の事故による死亡・高度障害	死亡保険金+災害保険金または高度障害保険金+障害給付金(第1級)	200万円	400万円	600万円	8◎◎万円	1000万円	1200万円	1400万円	1600万円	1800万円	2000万円	2100万円	2200万円	2300万円	2400万円	2500万円	2600万円	2701]万円	2800万円	2900万円	3000万円
不慮の事故による障害	障害給付金(第2級～第6級)	第2級 70万円 ＼ 第6級 10万円	第2級 140万円 ＼ 第6級 20万円	第2級 210万円 ＼ 第6級 30万円	第2級 280万円 ＼ 第6級 40万円	第2級 350万円 ＼ 第6級 50万円	第2級 420万円 ＼ 第6級 60万円	第2級 490万円 ＼ 第6級 70万円	第2級 560万円 ＼ 第6級 80万円	第2級 630万円 ＼ 第6級 90万円	第2級 700万円 ＼ 第6級 100万円	第2級 700万円 ＼ 第6級 100万円	第2級 700万円 ＼ 第6級 100万円	第2級 700万円 ＼ 第6級 100万円	第2級 700万円 ＼ 第6級 100万円	第2級 700万円 ＼ 第6級 100万円	第2級 700万円 ＼ 第6級 100万円	第2級 700万円 ＼ 第6級 100万円	第2級 700万円 ＼ 第6級 100万円	第2級 700万円 ＼ 第6級 100万円	第2級 700万円 ＼ 第6級 100万円
不慮の事故による5日以上の入院	入院給付金(日額×入院日数)	1日につき 1,500円	1日につき 3,000円	1日につき 4,500円	1日につき 6,000円	1日につき 71500円	1日につき 9,000円	1日につき 10,500円	1日につき 121000円	1日につき 1a500円	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 151000円	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円
概算掛金月額	15歳～50歳 (S39.9.2～H12.9.1生)	370円	740円	1,110円	1,480円	1,850円	2,220円	2,590円	2,960円	3,330円	3,700円	3,920円	4,140円	4,360円	4,580円	4,800円	5,020円	5,240円	5,460円	5,680円	5,900円
	51歳～60歳 (S29.92～S39.9.1生)	670円	1,340円	2,010円	2,680円	3,350円	4,020円	4,690円	5,360円	6,030円	6,700円	7,220円	7,740円	8,260円	8,780円	9,300円	9,820円	1q340円	10,860円	11,380円	11,900円
	61歳～75歳 (S14.92～S29.9.1生)	1,260円	2,520円	3,780円	5,040円	a300円	7,560円	8,820円	10,080円	11,340円	12,600円	加入できません									

●記載の掛金は概算掛金です。実際に適用される確定掛金は、更新日時点の加入者構成、総保険金額および保険料率などに基づきあらためて算出しますので、記載の掛金とは異なることがあります。すでに概算掛金を払い込まれている場合は、確定掛金との差額を第1回掛金にさかのぼって精算します。また、掛金は毎年更新日に見直されます。

●上記の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日(平成27年3月1日)現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。

●掛金には、死亡保険金100万円あたり60円の制度運営費が含まれています。

保障の内容

死亡保険金【主契約】	加入者が保険期間中に死亡されたときに支払われます。(注1)
高度障害保険金【主契約】	カ口入者が加入日以後の傷害または疾病によって保険期間中に高度障害状態(注2)になられたときに支払われます。(注1)
災害保険金【災害保障特約】	加入者が加入日以後の不慮の事故(注2)による傷害を原因として、その事故の日から180日以内かつ保険期間中に死亡されたとき、または、加入日以後に発病した感染症(注2)により保険期間中に死亡されたときに支払われます。なお、災害保険金は、同一事故を原因としてすでに支払われた障害給付金があれば、その合計額を差し引いて支払われます。
障害給付金【災害保障特約】	加入者が加入日以後の不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内かつ保険期間中に、障害等級第1級～第6級(注2)のいずれかに該当されたとき、その障害等級に応じて支払われます。なお、障害給付金は何度でもその都度支払われますが、同一の不慮の事故または同一の保険期間において通算して災害保険金額の]0割をもって限度とします。
入院給付金【災害保障特約】	加入者が加入日以後の不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から180日以内かつ保険期間中に日本国内の病院診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に5日以上入院されたとき、入院1日目から最高120日(同一の不慮の事故について通算して120日、更新前の入院日数を含む)を限度として支払われます。

(注1)死亡保険金・高度障害保険金为主契約の保障の内容にあたります。

(注2)「高度障害状態」「障害等級第1級～第6級」「不慮の事故」「感染症」については、6～7ページの「支払に関する補足説明資料」を確認してください。

△保険金などが支払われない場合があります。詳しくは、4～5ページの「注意喚起情報(重要事項のお知らせ)」を必ず確認してください。

お取扱いについて

加入資格(以下の年齢は平成27年3月1日現在)

- ①**当連合会に所属の組合員(=事業所・個人事業主)およびその役員・従業員ならびに組合事務局の専従従業員で、満14歳6か月超65歳6か月以下(継続加入のときは満75歳6か月以下)の方が加入できます。**
- ②加入(増口)の際には、健康に関する簡単な告知をしていただきます。ただし、告知の内容によっては、加入(増口)いただけない場合があります。
- ③加入(増口)にあたり、組合員(=事業所・個人事業主)の役員・従業員および組合事務局の専従従業員を加入対象とし、組合員(=事業所・個人事業主)および組合事務局が保険金・給付金の受取人となることについて、役員・従業員および組合事務局の専従従業員の方から同意確認(記名・捺印)をいただく必要があります。

加入に関する注意事項

- ①上記カ口入資格を満たさない方は加入できません。
- ②**万一、加入者に加入資格のないことが判明したときには、保険金などの支払事由に該当された場合であっても保険金などは支払われません。**
- ③満65歳6か月を超えて継続加入される方は、保険金額を増口できません。

加入日

3月1日(更新日)・毎月1日(中途加入日)なお、増口・減口は、3月1日および9月1日のみ取扱います。

保健期間

保険期間は平成27年3月1日から平成28年2月29日までの1年間となります。以後原則、1年ごとに更新して継続します。

ただし、保険期間途中の中途加入者についてはその中途加入日から平成28年2月29日までが初年度の保険期間となります。

脱退

加入者が死亡した場合、高度障害状態に該当し保険金が支払われた場合、または退職などカ口入資格を満たさなくなった場合は、この制度から脱退となります。

なお、組合脱会・退職などにより加入資格を喪失した場合は、速やかに「脱退通知書」をご提出ください。締切日を超えた場合は、掛金の返金はいたしかねます。

保険金受取人

保険金・給付金の受取人は全日電工連ですが、全日電工連が受け取った保険金・給付金は各道府県工組(支部・地区本部)を経由して組合員(=事業所・個人事業主)および組合事務局に支払います。

なお、死亡(災害)保険金の請求の際には、必ず労働基準法施行規則第42条・第43条に定めるカ口入者の遺族の了知(署名・捺印)が必要です。また、高度障害保険金・給付金の請求の際には、必ず加入者の了知(署名・捺印)が必要です。

※労働基準法施行規則第42条・第43条に定める遺族とは、優先順位の高い順に、以下のとおりとなります。

(1)配偶者(2)死亡当時、生計を一にしていた子、父母、孫、祖父母の順。等

掛金の払込み

掛金は月払いですが、各道府県工組によりお払込方法が異なりますので、詳細は各道府県工組(支部・地区本部)もしくは生命保険会社までご確認ください。

なお、2か月連続で掛金のお払込みがない場合は、未入金月の1日にさかのぼってこの制度から自動的に脱退となり、保険効力も失われますのでご注意ください。

税法上の取扱い

●掛金の税務く法人(事業主)が掛金を負担した場合)

法人が負担した掛金は、福利厚生費として全額損金(必要経費)に算入できます。ただし、個人事業主が本人および事業主と生計を一にする親族にかかる掛金を負担した場合は必要経費とならず、掛金のうち主契約の保険料(配当金がある場合は配当金を差引いた金額)が一般生命保険料控除の対象となります。

〈昭和47年2月14日付直審3-7、法人税基本通達9-3-5・9-3-6の2・2-2-14、所得税基本通達36-31の2・36-31の4、所得税法第76条、地方税

法第34条・第314条の2〉

●保険金の税務く受取人が法人(事業主)の場合)

経理上いったん益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)として計上し、死亡退職金・弔慰金として被保険者の遺族に支給したとき損金(必要経費)に算入します。法人(事業主)經由で相続人に支給された死亡退職金・弔慰金については、以下の金額まで相続税法上非課税です。超える部分は相続税が課せられます。

○死亡退職金…法定相続人数×500万円

○弔慰金…・業務上死亡の場合、月収の3年分・業務外死亡の場合、月収の6か月分

く相続税法第3条第1項2・第12条第1項5、6、所得税法施行令第30条第1項1、所得税基本通達9-23、相続税基本通達3-20〉

●給付金の税務く受取人が法人(事業主)の場合)

いったん益金(個人事業主の場合は事業所得の収入金額)として計上し、社会通念上妥当な額を災害見舞金として被保険者に支給したとき、その支給額を損金

(必要経費)に算入します。被保険者に支給された給付金は社会通念上妥当な金額については非課税です。

〈所得税法施行令第30条第1項1、3、所得税基本通達9-21・9-23〉

※記載の内容は、平成24年9月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

特にご留意いただきたい事項

- ①上記の加入資格を満たさない方が加入されていた場合は、保険金などの支払事由に該当されても保険金などは支払われません。「勤務実態のない乙家族」や「退職して加入資格を喪失した方」は加入できません。
- ②**保険金・給付金のご請求の際には、必ず加入者の乙遺族(労働基準法施行規則第42条・第43条に定める乙遺族)または加入者本人の了知(署名・捺印)が必要です。**